

公立高等学校の授業料等について

■授業料等の額（大阪府立高校の場合）

| 課程 | 入学検定料 | 入学料 | 授業料 | 学校諸費等 |
|-----|---------|---------|-----------------------|-------------------|
| 全日制 | 2,200 円 | 5,650 円 | 118,800 円(月額 9,900 円) | 学校・課程等で 異なります。 |
| 定時制 | 950 円 | 2,100 円 | 32,400 円(月額 2,700 円) | |
| 通信制 | 800 円 | 500 円 | 1 単位あたり年額 330 円 | |

■高等学校等就学支援金制度（公立）

1 制度の概要

就学支援金は、親権者（保護者等）の所得等が要件を満たす生徒の授業料を、国が生徒に代わって負担する制度です。保護者等に現金が支給されるものではありません。また、返済の必要はありません。なお、就学支援金制度の対象は授業料のみですので、学校諸費等は、すべての生徒が支払うことになります。

2 支給対象となる者

府内の公立高校に在学する生徒で、以下の要件の全てに該当する者となっています。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高校等を卒業し又は修了したことがない者
- (3) 高校等に在学した期間が通算して 36 月を超えていない者（定時制課程・通信制課程は 48 月）
- (4) 保護者等の課税標準額（課税所得額）× 6%－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市に市民税を納税している場合は、調整控除の額に 3 / 4 を乗じた額）で計算される算定基準額が 304,200 円未満の者（父母両方の合算額になります。）

⑨ 上記は、令和 3 年 7 月現在の要件です。

3 支給事務の流れ

- (1) 受給資格認定申請（入学年度の 4 月に学校で手続きが必要です。）

前年度の課税状況（前々年の収入額によるもの）で、受給資格の認定と、1 年生の 4 月分から 6 月分までの支給（授業料の支払い）について判定します。入学時に所得が超過している場合などは、各学年の 7 月に再度、受給資格の認定申請を行うことができます。また、保護者等の状況に変更があった場合は、随時、認定申請を行うことができます。

- (2) 収入状況届（生活保護受給証明書等を添付する場合、各学年の 7 月に学校で手続きが必要です。）

当該年度の課税状況（前年の収入額によるもの）で、7 月分から翌年 6 月分（最終学年は翌年 3 月分）までの支給（授業料の支払い）について判定します。また、認定後に死別や離婚、養子縁組など、保護者等の状況に変更があった場合にも、収入状況届が必要です。

4 申請手続きに必要なマイナンバーカード等について（裏面もご覧ください。）

- (1) マイナンバーが記載された次のいずれかの書類の写しをご提出ください。

- ① マイナンバーカードの裏面
- ② マイナンバーが記載された住民票または住民票記載事項証明書（※ 1）
- ③ マイナンバー通知カードの両面（※ 2）

※ 1 マイナンバーが記載された住民票等を提出する場合は、3 カ月以内に発行されたもので、

保護者等のマイナンバー・名前・住所・生年月日と発行した市区町村の公印・発行日が確認できる必要があります。

※ 2 マイナンバー通知カードは、令和 2 年 5 月 25 日施行のデジタル手続法によって廃止されていますが、次のいずれかの条件を満たしている場合は使用することができます。

○記載事項（マイナンバー・名前・住所・生年月日・性別）に変更がない場合

○法施行前（令和 2 年 5 月 25 日以前）に記載事項の変更手続きを市区町村の窓口で行っている場合

◎ マイナンバーが記載された書類をご提出いただき、保護者等に変更がない場合においては、在学期間中の添付書類の提出を省略することができます。

(2) 生活保護受給世帯の方は、生活保護受給証明書をご提出ください。

○生活保護受給証明書は、**3カ月以内に発行された原本**が必要です。コピーされたものは無効となります。

提出された原本は返却しません。

※ 生活保護受給証明書で申請する場合は、**次回の申請の際にも、生活保護受給証明書の提出が必要**となります。

※ 生活保護世帯の方は**奨学のための給付金（7月に申請手続きがあります）の対象**となるため、生活保護受給証明書でのご申請をお願いいたします。

◎ 申請に必要な書類一式と記入要領はお通いの学校の事務室よりお渡しします。

上記(1)(2)いずれの書類も提出できない場合は、お通いの学校事務室にお問い合わせください。

（ご注意ください！）

就学支援金の申請にあたっては、収入に基づく税情報が必要です。税の申告が済んでいない場合は、マイナンバーの提出があっても審査を行うことができません。結果の通知が遅れる原因にもなりますので、必ず税の申告を行うようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

就学支援金制度に関するお問い合わせは、**お通いの学校事務室**もしくは**下記連絡先**までお願いいたします。

◎大阪府(代表) 電話:06-6941-0351 ※内線 6913 または 6914 をご指定ください

◎大阪府ホームページ <https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/furitukoukou/>